

令和2年5月15日

訪問活動の再開について

平素より当組合をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当組合では、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、お客様及び職員の安全を第一と考え、かねてより集金業務等の渉外活動を自粛しておりましたが、「緊急事態宣言」の解除及び宮城県内での感染者が16日間連続で発生していない現状に伴い、訪問活動を令和2年5月18日（月）より再開することとしました。

なお、訪問活動の再開に際して、渉外担当者はマスク着用のうえ訪問活動を行いますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以 上